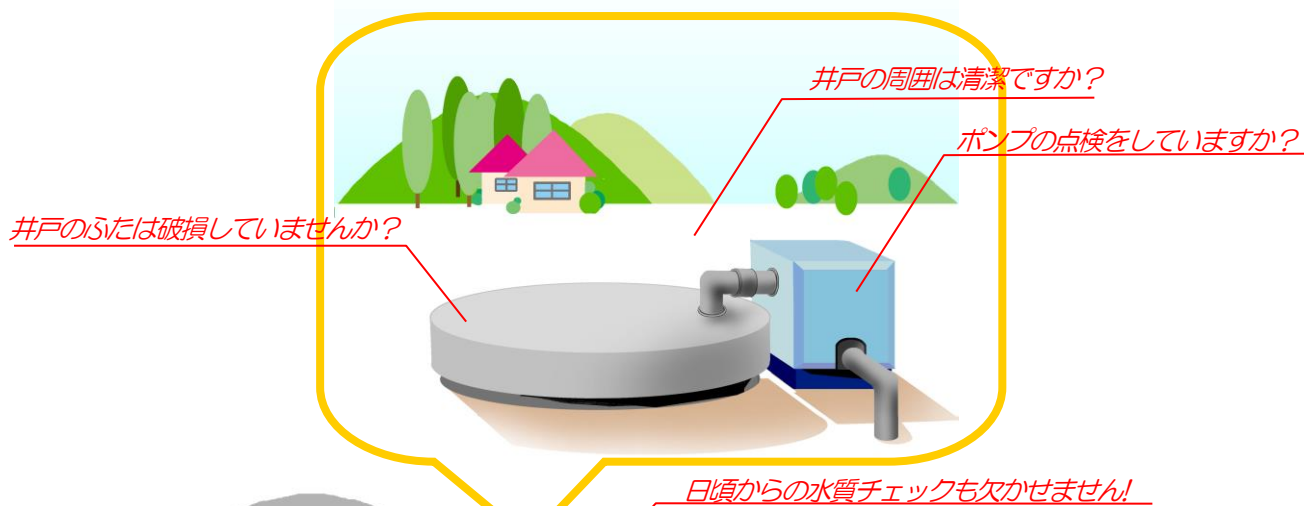


お宅の井戸水は大丈夫ですか？

井戸を適正に管理しましょう！



飲料水には安全な水道水を利用しましょう！やむを得ず井戸水を利用する場合には、必ず水質検査を実施しましょう！

定期的な水質検査を行っていますか？

井戸水の水質は不安定です。水質検査で確認を！



- 家庭用の井戸は浅い井戸が多いため、井戸の周囲の影響を受けやすく、さまざまな有害物質によって、気がつかないうちに井戸水が汚染されていることがあります。
- 飲用には安全な水道水を利用しましょう。
- やむを得ず井戸水を飲用する場合は、必ず水質検査を実施して、水質基準に適合していることを確認しましょう。

井戸の周囲は清潔に！

- 井戸やその周辺は、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。
- 井戸(ふた、ポンプ、バルブ等)やその周辺に異常がないか、また清潔に保たれているか定期的に点検を行いましょう。



定期的に水質検査を実施しましょう！



- 井戸水は、井戸及びその周辺の状況によって大きく水質が変化します。
- 井戸水を飲用する場合は、使い始めるときはもちろん、使っている間は、水質基準項目の必要な項目について、毎年1回以上定期的に水質検査を実施してください。
- 水質検査は水質検査機関で有料で実施することができます。検査の受付日、手数料、検査項目については、水質検査機関に直接ご相談ください。(八尾市保健所では検査を実施しておりません。)

水質検査機関



- 保健所等地方公共団体の機関
- 水道法第20条第3項の規定に基づき国土交通省及び環境大臣の登録を受けた検査機関(環境省HP参照)
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に基づき建築物における飲料水の水質検査を行う事業の知事の登録を受けた者

汚染がわかったら！(保健所へ連絡を！)



- 給水する水が人の健康を害することがわかったときは、ただちに給水を停止し、利用者にその旨を知らせるとともに、保健衛生課に連絡して必要な指示を受けてください。
- 水質検査の結果、水道法の水質基準を超える汚染が判明したときは、保健衛生課に連絡して必要な指示を受けてください。

飲用井戸の水質検査はつぎの表を参考に実施してください。

■八尾市飲用井戸等衛生管理指導要領で定める実施項目と頻度（●必ず実施する項目、○必要に応じて実施する項目）

水道法の水質基準項目

令和2年4月1日施行

水 質 基 準 項 目	水 質 基 準 値	使 用 開 始 時 に実施する項目	1 回/年以上定期的 に実施する項目	水に異常がある おそれがあるとき
1 一般細菌	100 集落/mL 以下	●	●	○
2 大腸菌	検出されないこと	●	●	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	●	○	○
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	●	○	○
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
8 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	●	○	○
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	●	●	○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	●	○	○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	●	●	○
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	●	○	○
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	●	○	○
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	●	○	○
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	●	○	○
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	●	○	○
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	●	○	○
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	●	○	○
20 ベンゼン	0.01mg/L 以下	●	○	○
21 塩素酸	0.6mg/L 以下	○	○	○
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	○	○	○
23 クロロホルム	0.06mg/L 以下	○	○	○
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	○	○	○
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	○	○	○
26 臭素酸	0.01mg/L 以下	○	○	○
27 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	○	○	○
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	○	○	○
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	○	○	○
30 ブロモホルム	0.09mg/L 以下	○	○	○
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	○	○	○
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	●	○	○
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	●	●	○
35 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	●	○	○
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	●	●	○
38 塩化物イオン	200mg/L 以下	●	●	○
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	●	○	○
40 蒸発残留物	500mg/L 以下	●	○	○
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	●	○	○
42 ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	○	○	○
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	○	○	○
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	●	○	○
45 フェノール類	0.005mg/L 以下	●	○	○
46 有機物（全有機炭素の量）	3mg/L 以下	●	●	○
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	●	●	○
48 味	異常でないこと	●	●	○
49 臭気	異常でないこと	●	●	○
50 色度	5 度以下	●	●	○
51 濁度	2 度以下	●	●	○



お問い合わせ先：八尾市保健所 保健衛生課

〒581-0006 八尾市清水町一丁目2-5

TEL 072-994-6643

FAX 072-922-4965